

令和4年12月26日  
総合政策局地域交通課

## 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（交通連携型事業）」 事務局の公募について

国土交通省では、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（交通連携型事業）」を執行する事務局（補助事業者）を広く募集します。

応募される方は、以下をご確認の上お申し込みください。

**※補助金申請の公募開始に関するお知らせではありませんので、ご注意ください。**

### 1. 事業概要

交通事業者が、地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等により、地域の集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、地域観光の高付加価値化を目指す事業の取組について支援を行い、もって、観光地の魅力向上と交通事業者の高品質化の両立を図ります。

### 2. 事務局の業務内容

別添の公募要領及び交付要綱に記載のとおりです。応募される方は、熟読いただくようお願い致します。

### 3. 公募期間

令和4年12月26日～令和5年1月16日

### 4. 提出書類・提出先

以下の書類を、電子メールもしくは郵送にて送付してください。

申請書（別添様式）：1部

提案書（様式自由）：1部

採択審査を行う上での必要書類：1部（会社概要・パンフレット・直近の財務諸表等）

#### 【提出先】

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（交通連携型事業）担当あて

<電子メールの場合>

hqt-kouturenkei★gxb.ml.it.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

<郵送の場合>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局地域交通課

5. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めています。

なお、申請者には外部有識者を含む審査委員会（令和5年1月下旬目途開催予定）においてプレゼンをしていただき、評価します。審査委員会の詳細については、申請書（様式）に記載の連絡担当窓口宛てに連絡します。

6. 事務局応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会勢力との関係を有しないこと。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

<お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局地域交通課 梅内、渡邊、中村

TEL : 03-5253-8111（内線 54806） 03-5253-8396（直通） FAX : 03-5253-1559